



に 728-28
令和7年10月28日

林 弘 法律事務所
弁護士 山中 理司 様

独立行政法人都市再生機構



審査請求に係る裁決の通知及び裁決書の謄本の送付について

令和6年10月21日付けであなたから提起された、令和6年10月2日付に728-20法人文書の一部開示決定に対する審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定に基づき、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

1 裁決の内容

別添裁決書の謄本中「主文」に記載のとおり。

2 裁決の理由

別添裁決書の謄本中「理由」に記載のとおり。

※ この裁決については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人都市再生機構を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決の日から1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日から1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 担当課等

西日本支社住宅経営部収納課 電話 06-4799-1065

に 728-25
令和7年10月28日

裁 決 書

審査請求人から令和6年10月21日付けで提起された、令和6年10月2日付に728-20の法人文書の部分開示決定に対する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき次のとおり裁決する。

1 主文

- (1) 原処分を変更する。
(2) 原処分における「都市再生機構西日本支社が有する賃料債権が回収不能となった場合に適用される保険契約の内容が分かる契約書その他の文書（現行有効なものに限る。）」の一部を不開示とした原処分の決定を変更し、以下の部分を追加開示する。
①普通保険約款第29条及び第30条の見出しを含む全ての部分
②特約条項第2条及び第3条の見出しを含む全ての部分

2 事案の概要

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号、以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく開示請求に対し、機構が令和6年10月2日付に728-20をもつてした原処分の取消しを求められたもの。

3 審理関係人の主張及び要旨

- (1) 審査請求人の主張
家賃信用保険証券記載の保険金額等、家賃信用保険証券記載の共同保険会社の引受け割合並びに普通保険約款及び特約条項の条見出し及び条文がなぜ法5条2号イに該当するかが全く不明であり、開示すべきである。
(2) 処分庁の主張
審査請求人が開示すべきとする部分のうち、①普通保険約款第29条及び第30条の見出しを含む全ての部分、②特約条項第2条及び第3条の見出しを含む全ての部分については追加開示することとし、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

4 理由

情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から令和7年10月8日付（令和7年度（（独）答申第62号））（「家賃信用保険証券等の一部開示決定に関する件」）において以下の答申がなされたため。

<審査会の結論>

本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。



独立行政法人都市再生機構



原本のとおり相違ないことを証明する

令和7年10月28日